

令和6年 No.12

○東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

教育インキュベーション推進機構アート・アスレチック教育センターに雇用される教員に係る規定を追加すること並びに先端教育人材育成推進機構上廣道徳・倫理教育研究開発推進室及び教育インキュベーション推進機構（OECD日本共同研究プロジェクト）において採用する教員の任期について、プロジェクト期間を考慮した規定とすることに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和6年3月13日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年3月14日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和6年規程第7号

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員の任期に関する規程（平成12年規程第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部改正について

改正理由：教育インキュベーション推進機構アート・アスレチック教育センターに雇用される教員に係る規定を追加すること並びに先端教育人材育成推進機構上廣道徳・倫理教育研究開発推進室及び教育インキュベーション推進機構（OECD日本共同研究プロジェクト）において採用する教員の任期について、プロジェクト期間を考慮した規定とすることに伴い、所要の改正を行うものである。

| 改 正   |              |    |          |            | 現 行   |              |    |          |            |
|---|--------------|----|----------|------------|---|--------------|----|----------|------------|
| <p>〔省略〕</p> <p>(任期を定めて雇用する教員の職等)</p> <p>第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 学長のリーダーシップによる戦略的配置教員のうち別表に定める教員</p> <p>(2)・(3) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>附 則 (令4程24) (抄)</p> <p>1・2 〔省略〕</p> <p>3 この規程の施行後教育インキュベーション推進機構（OECD日本共同研究プロジェクト）及び先端教育人材育成推進機構（高等学校における授業及び教師教育モデルの開発・普及プロジェクト）において雇用される者のうち、別表の任期欄の規定によりその任期の末日が令和6年4月1日以後となる者については、同表の任期欄の規定にかかわらず、当該任期の末日を令和6年3月31日までとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表 (第2条関係)</p> |              |    |          |            | <p>〔省略〕</p> <p>(任期を定めて雇用する教員の職等)</p> <p>第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 学長のリーダーシップによる戦略的配置教員のうち別表に定める教員</p> <p>(2)・(3) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>附 則 (令4程24) (抄)</p> <p>1・2 〔省略〕</p> <p>3 この規程の施行後教育インキュベーション推進機構（OECD日本共同研究プロジェクト）及び先端教育人材育成推進機構（高等学校における授業及び教師教育モデルの開発・普及プロジェクト）において雇用される者のうち、別表の任期欄の規定によりその任期の末日が令和6年4月1日以後となる者については、同表の任期欄の規定にかかわらず、当該任期の末日を令和6年3月31日までとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表 (第2条関係)</p> |              |    |          |            |
| 教育研究組織の名称等  | 対象となる職       | 任期 | 再任に関する事項 | 根拠         | 教育研究組織の名称等  | 対象となる職       | 任期 | 再任に関する事項 | 根拠         |
| 教育インキュベーション推進機構（OECD日本共同研究プロジェ  | 教授，准教授，講師，助教 | 1年 | 3回に限り再任可 | 法第4条第1項第3号 | 教育インキュベーション推進機構（OECD日本共同研究プロジェ  | 教授，准教授，講師，助教 | 1年 | 3回に限り再任可 | 法第4条第1項第3号 |

|                                 |                 |    |      |            |
|---------------------------------|-----------------|----|------|------------|
| クト)                             |                 |    |      |            |
| 〔省略〕                            |                 |    |      |            |
| 先端教育人材育成推進機構上廣道徳・倫理教育研究開発推進室    | 教授, 准教授, 講師, 助教 | 3年 | 再任不可 | 法第4条第1項第3号 |
| 教育インキュベーション推進機構アート・アスレチック教育センター | 講師, 助教          | 5年 | 再任不可 | 法第4条第1項第3号 |

〔省略〕

附 則

- 1 令和6年4月1日から施行する。
- 2 教育インキュベーション推進機構アート・アスレチック教育センター教員について、採用等の事由が年度の途中で生じたことにより、年度の途中から任期が開始される場合の任期は、採用の日の属する年度を1年として取り扱うこととする。
- 3 この規程の施行後、先端教育人材育成推進機構上廣道徳・倫理教育研究開発推進室において雇用される者のうち、別表の任期欄の規定によりその任期の末日が令和8年4月1日以後となる者については、同表の任期欄の規定にかかわらず、当該任期の末日を令和8年3月31日までとする。
- 4 令和4年規程第24号附則第3項の規定にかかわらず、教育インキュベーション推進機構（OECD日本共同研究プロジェクト）において雇用される者のうち、別表の任期欄の規定によりその任期の末日が令和6年4月1日以後となる者については、別表の規定を適用する。ただし、その任期の末日が令和8年4月1日以後となる者については、当該任期の末日を令和8年3月31日までとする。

|                              |                 |    |      |            |
|------------------------------|-----------------|----|------|------------|
| クト)                          |                 |    |      |            |
| 〔省略〕                         |                 |    |      |            |
| 先端教育人材育成推進機構上廣道徳・倫理教育研究開発推進室 | 教授, 准教授, 講師, 助教 | 3年 | 再任不可 | 法第4条第1項第3号 |